

事実上の離婚状態にある配偶者は退職金等の受給権者には当たらないとされた事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和 3 年 3 月 25 日

【事 件 番 号】 令和 2 年（受）第 753 号、令和 2 年（受）第 754 号

【事 件 名】 退職金等請求事件

【裁 判 結 果】 上告棄却

【参 照 法 令】 中小企業退職金共済法 14 条、確定給付企業年金法 48 条、日本出版産業企業年金基金規約、平成 25 年改正前厚生年金保険法 130 条 3 項、平成 26 年廃止前厚生年金基金令 26 条、出版企業年金基金規約

【掲 載 誌】 裁時 1765 号 1 頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25571413

成蹊大学教授 高橋朋子

事実の概要

A は昭和 63 年に C と婚姻をし、平成元年に子 X をもうけた。A・C 間に X 以外の子はいない。平成 4 年頃に、C は A と別居し、他の女性 D の下で生活を始め、以後、A・X と共に生活をしたことはなく、A と面会したのは数回にすぎず、婚姻費用もほとんど分担しなかった。

平成 21 年頃 C から協議離婚を求める書面が送付されたが、A は、当時大学生であった X の就職に支障が生じることを懸念して、離婚の意思はあったものの離婚の手续をせずにいた。X が大学を卒業した平成 26 年に A は罹患していた病気の状態が悪化し、離婚届を作成することができなくなった。A は、死亡の前日にいわゆる危急時遺言の方式によって、C を廃除し、X にすべての遺産を相続させる旨の遺言をしたが、C との離婚はしないまま平成 26 年に死亡した（廃除の審判は平成 28 年に行われた）。C は、連絡を受けながら A の葬儀に出席しなかった。

A は死亡時、株式会社 B 社の従業員であった。B 社は、独立法人勤労者退職金共済機構（以下、Y₁ 機構）との間で A を被共済者とする中小企業退職金共済法（以下、共済法）所定の退職金共済契約を締結していた。また、A は、死亡当時、確定給付企業年金法（以下、企業年金法）所定の企業年金基金である日本出版産業企業年金基金（以下、Y₂ 基金）の加入者であり、厚生年金法（平成

25 年法による改正前）所定の厚生年金基金である出版厚生年金基金（現、出版企業年金基金。以下、Y₃ 基金）の加入員であった。

X は、A の死亡に関し、① Y₁ 機構に対し、共済契約に基づく退職金、② Y₂ に対し、その規約に基づく遺族給付金、③ Y₃ に対し、その規約に基づく遺族一時金の各支払いを求めて提訴した。共済法、Y₂ 基金規約、Y₃ 基金規約において、退職金等の最優先順位の受給権者はいずれも「配偶者」と定められていたが、X は、A とその配偶者である C とが事実上の離婚状態にあったため、C は退職金等の支給を受ける「配偶者」に該当せず、X が次順位の受給権者として受給権を有すると主張した。

東京地判平 30・9・21¹⁾ は、共済法、Y₂ 基金規約および出版基金規約の文言によれば、「法律上の婚姻関係がある者について、婚姻関係の破綻の有無やその状態に鑑みて、その配偶者性を判断する規定は置かれていない。また、A が C 以外の者と事実上の婚姻関係にあったという事実は認められず」、共済法、Y₂ 基金規約および Y₃ 基金規約に定める「配偶者として C が存在し、他に配偶者であると主張して争う者がいないことを踏まえると、A と C との婚姻関係の実態から C の配偶者性を検討するまでもなく、C は配偶者であって、退職金、遺族給付金及び遺族一時金の受給権者は C であると認められる」と述べた。付随的に、「A は、協議離婚をする機会があったにもかかわらず、

その際は自らの意思で法律婚を継続し、その後死亡までの間に離婚手続を執ることがなかったと認められるから、法律上の婚姻関係が破綻していると評価することはできない」との判断も追加した。その結果、「配偶者であるCよりも後順位であるXが受給できない結果となってもやむを得ない」とした。

第二審である東京高判令元・12・24の詳細は不明。

$Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が上告した。

判決の要旨

上告棄却。

中小企業退職金共済法における「遺族の範囲及び順位の定めは、被共済者の収入に依拠していた遺族の生活保障を主な目的として、民法上の相続とは別の立場で受給権者を定めたものと解される。このような目的に照らせば、上記退職金は、共済契約に基づいて支給されるものであるが、その受給権者である遺族の範囲は、社会保障的性格を有する公的給付の場合と同様に、家族関係の実態に即し、現実的な観点から理解すべきであって、上記遺族である配偶者については、死亡した者との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者をいうものと解するのが相当である（最高裁昭和54年（行ツ）第109号同58年4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270頁参照）。

そうすると、民法上の配偶者は、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのない場合、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、中小企業退職金共済法14条1項1号にいう配偶者に

当たらないものというべきである。なお、このことは、民法上の配偶者のほかに事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が存するか否かによって左右されるものではない。」

また、 Y_2 基金規約および Y_3 基金規約についても、「給付対象者の収入に依拠していた遺族の生活保障を主な目的として受給権者を定めたものと解され」、「このような目的に照らせば」、「民法上の配偶者は、その婚姻関係が事実上の離婚状態にある場合には、その支給を受けるべき配偶者に当たらないものというべきである。」

判例の解説

一 問題の所在

本件は、共済契約を締結していた者が死亡した場合の死亡退職金、 Y_2 基金規約に基づく遺族給付金、および、 Y_3 基金規約に基づく遺族一時金の給付を、第2順位の受給権者である子Xが請求した事件である。Xは、死亡した母と事実上の離婚状態にあった父が第1順位の「配偶者」に該当しないと主張した。法律婚が形骸化しているか否かで受給権者たる「配偶者」に該当するかどうかを判断するという枠組は、これまで、ともに第1順位者に分類される法律婚の配偶者と内縁配偶者が争う場合に用いられてきた。本判決は、その判断枠組を、異なる順位者間の争いの場合にも用いることを認めた初めての最高裁判決である。

二 退職金等の性質

配偶者の受給権について論じる前に、その前提となる、退職金等が相続財産なのかそれとも受給権者の固有財産であるのかという点について、検討しておきたい。共済法、 Y_2 基金規約、および、

〔別表〕共済法、 Y_2 基金規約、および、 Y_3 基金規約²⁾における遺族の範囲と順位ならびに民法における相続人の範囲と順位（第3順位以下は省略）

	給付内容	第1順位者	第2順位者
共済法	死亡退職金	配偶者（内縁者を含む）	子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
Y_2 基金規約	遺族給付金	配偶者（内縁者を含む）	子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
Y_3 基金規約	遺族一時金	同上	同上
相続法		配偶者と子	配偶者と直系尊属

Y₃基金規約に定める給付の受給権者たる遺族の範囲と順位は別表のとおりである。

この表のように、共済法、Y₂基金規約、および、Y₃基金規約における遺族の範囲と順位の定めは、民法上の相続法の定めとは異なるものである。ここから、給付された財産は相続財産ではなく、遺族の固有の権利となるものと考えられる³⁾。本判決もこの立場に立つ。

では、遺族の第1順位に当たる「配偶者」に、実体を失った婚姻関係における配偶者は含まれるのであろうか。

三 「配偶者」の要件

1 重婚的内縁者のいる場合

労働者保護・社会保障関係の特別法において、事実上の離婚状態にある法律上の配偶者が受給権者としての「配偶者」に当たるかどうかを検討され始めたのは、死亡した者に重婚的内縁配偶者のいる事例においてであった。1947年に公布された労働基準法施行規則42条1項の「配偶者」の意義に関し、当初の行政解釈は、たとえ別居中であっても法律上の配偶者がいる場合には、その者が受給権者であるとしていた⁴⁾。その後、国家公務員共済組合法における「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の解釈をめぐって、1963年に内閣法制局の見解が示され、原則としては婚姻関係における配偶者を受給権者としての「配偶者」とするが、例外的に、婚姻関係が確定的に実体を失ったと判断できる場合には、重婚的内縁配偶者が受給権者になることを認めた⁵⁾。その後、いくつかの行政解釈の改訂がなされたが、現在もこの点は変わらない⁶⁾。

判例においても、最判昭58・4・14が、婚姻関係の実体が失われて形骸化し、かつ、その状態が固定化していた場合、法律上の配偶者は農林漁業団体職員共済組合法における遺族年金の受給権者に当たらないと判示した⁷⁾。判決は行政解釈を踏襲していると評価されている⁸⁾。その後、多くの判例が同様の判断を下している⁹⁾。

以上のように、死亡した者に重婚的内縁者がいる場合、事実上の離婚状態にある法律上の配偶者は受給権を失っている。

2 重婚的内縁者がいない場合

一方、上記の国家公務員共済組合法に関する内

閣法制局見解の補遺は、死亡者に事実上の離婚状態にある法律上の配偶者以外に内縁配偶者がいない場合には、受給権者に該当する配偶者は存在しないと述べた¹⁰⁾。このことは、重婚的内縁者のいる場合に提起された、婚姻関係が確定的に実体を失ったものという判断枠組を、重婚的内縁者のいない場合にも用いようとするものであると思われる。本判決は内閣法制局の判断と軌を一にしているといえる。その後、公的年金である国民年金法および厚生年金法の行政解釈において、受給権者に死亡者と生計維持・生計同一関係¹¹⁾にあったこと（以下、生計維持要件）が要求されており、その結果、事実上の離婚状態にある配偶者は受給権者から外れることになる。

しかし、本件で問題になっている共済法、Y₂基金規約、および、Y₃基金規約において、配偶者には生計維持要件が要求されていない。本判決におけるように、事実上の離婚状態にある民法上の配偶者は支給を受けるべき「配偶者」に当たらないという考え方を取ることは、新たな要件の創設となり¹²⁾、法律上の配偶者の地位を夫婦関係の実体に応じて相対化しようとするものである。その理由として、本判決は、①共済法については、「遺族の生活保障」という「目的に照らせば」、社会保障的性格を有する公的給付の場合と同様に、家族関係の実態に即し、現実的な観点から理解すべきこと、②Y₂基金規約、および、Y₃基金規約については、これらが「給付対象者の収入に依拠していた遺族の生活保障を主な目的として受給権者を定めたもの」であると解したことを挙げている。

事実上の離婚状態にある者に民法上の婚姻の効果を認めるかという点について、判例は、婚姻の効果によっては、離婚の合意ができていない場合でも消滅させることを認めている¹³⁾。そうであれば、労働者保護・社会保障関係の特別法において、身分関係の実体関係をもとに要件・効果を考えることは不思議なことではない。遺族の生活保障のための給付という制度目的から受給権者間の現実的公平性を考え、事実上の離婚状態にある配偶者を受給権者から外すという本判決の解釈は、その点では妥当なものと思われる。

ただし、共済法における退職金も、Y₂基金・Y₃基金のような企業年金における遺族給付金も一時金であり、その他の法律においても¹⁴⁾、一

時金については生計維持要件が要求されていない。継続的に支払われる公的遺族年金とは異なる性質のものであるとの認識が前提されているのかもしれない。そのような制度の違いについての分析も必要であったのではないと思われる。

四 さいごに

本判決の解釈は、第2順位を第1順位に優先させる可能性を認めるものであるから、受給権者間の現実的公平性を担保するためには、婚姻関係が確定的に実体を失ったかどうかの事実認定を慎重にする必要があろう¹⁵⁾。今後の立法、判例の動向に注目したい。

●——注

- 1) 東京地判平30・9・21（公刊物未登載、LEX/DB25561843）。本判決の第一審であるという明確な記載は見つけられないが、内容的に整合するので、第一審として扱う。
- 2) Y₂基金規約およびY₃基金規約の内容は一般には公開されていないが、判決によれば、Y₂基金規約は企業年金法と同じ内容であり、また、Y₃基金規約は厚生年金基金令（平成26年政令による廃止前）と同じ内容であるとのことである。別表は企業年金法と厚生年金基金令によっている。
- 3) 死亡退職金の受給権者については、例えば、公務員の場合は法令、私企業の場合は労働協約や就業規則等により定められている。退職金の法的性質については、功労報償説、賃金説、生活保障説の3つがあり（糟谷忠男「死亡退職金」小山昇＝山島正男＝小石寿夫＝日野原昌編『遺産分割の研究』（判例タイムズ社、1973年）350頁）、前二者は死亡退職金を本人の権利に属すると解するので、相続財産と考える立場に結びつきやすい。一方、生活保障説によれば、遺族の生活保障のための給付とみることから、遺族の固有の権利と考える立場に結びつきやすい。しかし、多かれ少なかれ退職金は3つの性質を合わせ持っている。
- 4) 昭和23年5月14日基収1642号。労働省労働基準局労災補償部編『新労災保険法』（日刊労働通信社、1966年）319頁以下、堀勝洋「社会保障法判例」季刊社会保障法研究19巻3号（1983年）365頁。
- 5) 昭和38年9月28日付大蔵省主計局長宛回答求意第5号（「国家公務員共済組合法にいう配偶者の意義について（昭和38年2月28日付大蔵省主計局長照会求意第5号）」）。「婚姻関係がその実体を失った」ことの具体的判断基準としては、『「国家公務員共済組合法にいう配偶者の意義について（昭和38年求意5号）」』についての内閣法制局見解の補遺（一）（a）（注1）に、離婚の合意に基づき、夫婦としての共同生活を廃止している場合とか、

一方の悪意の遺棄によって共同生活が行われておらず、その状態が長期間継続し、固定していることが挙げられている。以上の記述は、労働省・前掲注4）第4章第6節による。

- 6) 内閣法制局見解以後、厚生年金、国民年金に関して、「夫婦としての共同生活の状態にない」というためには、①住居を異にすること、②経済的な依存関係の事実が反復して存在しないこと、③当事者間の意思疎通をあらわす音信または訪問等の事実が反復して存在しないこと、のすべての要件に該当することが必要であるという行政解釈が出されている（昭和55年5月16日庁保発13号）。その後いくつかの行政解釈が出されたが、表現は多少異なるものの、同様の基準が示されている（平成23・3・23年発0323「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」等）。
- 7) 最判昭58・4・14民集37巻3号270頁（LEX/DB27000049）。
- 8) 大村敦志「評釈」法協102巻11号（1985年）215頁。
- 9) 最判平17・4・21判時1895号50頁（LEX/DB28100826）、ほか、下級審判決多数。
- 10) 前掲注5）内閣法制局見解の補遺（二）。本件第一審判決はこれと正反対の立場を取った。
- 11) 前掲注6）平成23・3・23年発0323（3（1）①ウ）においては、やむを得ない事情により住所が住民票上異なっている場合には、生活費、療養費等の経済的な援助が行われ、定期的に音信、訪問が行われていることが必要であり、さらに、やむを得ない事情が消滅することが求められている。
生計維持・生計同一関係の要件は、国民年金法等の一部改正（昭和60年法律34号）により付加された。現行法では、労働災害補償保険法16条の2・16条の7、国民年金法37条の2第1項、厚生年金法59条1項、国家公務員共済組合法2条1項3号等に定められている。
- 12) 本判決に先立ち、共済法と同様の規定を持ち、配偶者については生計維持・生計同一関係を要求していない江東区職員の退職手当に関する条例をめぐる東京地判平21・5・15は、婚姻関係が実態を失って形骸化している場合にはその配偶者は退職手当の受給権者とは認められないとして、子からの支給請求を認容した（公刊物未登載、LLI/DB L06430913）。
- 13) 拙稿「IX 事実上の離婚」二宮周平編『新注釈民法（17）』（有斐閣、2017年）306頁。
- 14) 国家公務員退職手当法2条の2、労働者災害補償保険法16条の7（遺族補償一時金）、労働基準法79条・82条等。
- 15) なお、本件の場合、Xが生計維持要件を満たしていたのかについての事実関係は不明である。